

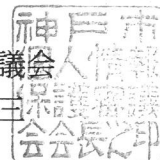


答 申 第 6 8 8 号

平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成30年6月22日付け神保生保第838号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額障害福祉サービス等給付における介護扶助給付情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 高額障害福祉サービス等給付費と、介護扶助との併給調整を行うために、介護保険サービスの利用者負担額の扶助に係る情報を保健福祉局障害福祉部障害者支援課において利用することは、併給調整の正確な事務処理に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高額障害福祉サービス等給付における介護扶助給付情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整の計算に必要な以下の情報【障害者支援課宛てに提供】

障害福祉相当介護保険サービス※にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

障害福祉相当介護保険サービス※以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

※障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、  
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護



答 申 第 689 号  
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 22 日付け神保生保第 838 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額障害福祉サービス等給付と介護扶助との  
併給調整に必要な情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 高額障害福祉サービス等給付費と、介護扶助との併給調整を行うために、生活保護システムにおいて高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者に係る情報を電子計算機処理することは、併給調整の正確な事務処理に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

高額障害福祉サービス等給付と介護扶助との  
併給調整に必要な情報の電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整に必要な  
情報【障害者支援課から提供】

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・ 介護保険被保険者番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 支給対象年月
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・ 併給調整後の介護扶助の金額



答 申 第 690 号  
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 6 月 22 日付け  
神保高介第 1476 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額障害福祉サービス等給付における  
介護保険サービス給付情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整を行うために、①障害福祉相当介護保険サービスに係る給付情報、②障害福祉相当介護保険サービス以外のサービスに係る給付情報、③年額高額介護サービス費に係る情報、及び④高額医療合算介護サービス費に係る情報を保健福祉局障害福祉部障害者支援課において利用することは、介護保険サービスに移行した高齢障害者の適正な利用負担の算定に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高額障害福祉サービス等給付における  
介護保険サービス給付情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整の計算に必要な以下の情報【障害者支援課宛てに提供】

障害福祉相当介護保険サービス(※)にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額(所得に応じた、1割/2割/3割の負担割合による)
- ・自己負担額(利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額)
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

障害福祉相当介護保険サービス(※)以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額(所得に応じた、1割/2割/3割の負担割合による)
- ・自己負担額(利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額)
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

年額高額介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

高額医療合算介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

(※) 障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、  
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護



答申第691号  
平成30年6月25日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成30年6月22日付け神保高介第1476号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額障害福祉サービス等給付における対象者情報及び  
介護保険サービス給付との併給調整に係る情報等の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整を行うために、介護保険システムで、高額障害福祉サービス等給付費の対象者情報、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費支給保留の対象者情報を電子計算機処理することは、介護保険サービスに移行した高齢障害者の利用負担を正確に把握できることから、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 高額障害福祉サービス等給付費と、介護扶助との併給調整を行うために、介護保険システムで、介護扶助給付情報を電子計算機処理することは、併給調整の正確な事務処理に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。



高額障害福祉サービス等給付における対象者情報及び  
介護保険サービス給付との併給調整に係る情報等の電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費の対象者の抽出に必要な情報【障害者支援課から提供】

以下の要件を満たす者の

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス利用年月
- ・65歳以降の介護保険相当障害福祉サービスの支給決定有無
- ・所得状況
- ・生活保護該当の有無

【要件】①65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。

②65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に高額障害福祉サービス等受給費の申請を行う際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

③65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上又は障害程度区分2以上であったこと。

2. 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整に必要な情報【障害者支援課から提供】

年額高額介護サービス費及び高額医療費合算介護サービス費の支給保留対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の年額高額介護サービス費の金額
- ・併給調整後の高額医療合算介護サービス費の金額

3. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整の計算に必要な以下の情報【保護課所管の情報を介護保険システム経由で障害者支援課に連携】

障害福祉相当介護保険サービス(※)にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

障害福祉相当介護保険サービス(※)以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

(※) 障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護



答 申 第 6 9 2 号  
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 30 年 6 月 22 日付け  
神保障支第 1880 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額障害福祉サービス等給付における新制度の対象者情報並びに  
介護保険サービス給付及び介護扶助給付との併給調整に係る情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整を行うために、高額障害福祉サービス等給付費の対象者情報、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費支給保留の対象者情報、及び高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者情報を保健福祉局高齢福祉部介護保険課において利用することは、介護保険サービスに移行した高齢障害者の適正な利用負担の算定に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 高額障害福祉サービス等給付費と、介護扶助との併給調整を行うために、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者情報を保健福祉局生活福祉部保護課において利用することは、併給調整の正確な事務処理に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高額障害福祉サービス等給付における新制度の対象者情報並びに  
介護保険サービス給付及び介護扶助給付との併給調整に係る情報の利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費の対象者の抽出に必要な情報【介護保険課宛てに提供】

以下の要件を満たす者の

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス利用年月
- ・65歳以降の介護保険相当障害福祉サービスの支給決定有無
- ・所得状況
- ・生活保護の該当有無

【要件】①65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。

②65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に高額障害福祉サービス等受給費の申請を行う際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

③65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上又は障害程度区分2以上であったこと。

2. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整に必要な情報【保護課宛てに提供】

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・介護保険被保険者番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・支給対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の介護扶助の金額

3. 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整に必要な情報【介護保険課宛てに提供】

年額高額介護サービス費及び高額医療費合算介護サービス費の支給保留対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者にかかる、

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・保留対象年月
- ・高額障害福祉サービス等給付費の金額
- ・併給調整後の年額高額介護サービス費の金額
- ・併給調整後の高額医療合算介護サービス費の金額



答 申 第 6 9 3 号  
平成 30 年 6 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 22 日付け神保障支第 1880 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高額障害福祉サービス等給付における  
介護保険サービス給付情報及び介護扶助給付情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 高額障害福祉サービス等給付費と、年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整を行うために、福祉情報システムで、障害福祉相当介護保険サービスに係る給付情報、障害福祉相当介護保険サービス以外のサービスに係る給付情報、年額高額介護サービス費に係る情報、及び高額医療合算介護サービス費に係る情報を電子計算機処理することは、介護保険サービスに移行した高齢障害者の利用負担を正確に把握できることから、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 高額障害福祉サービス等給付費と、介護扶助との併給調整を行うために、福祉情報システムで、障害福祉相当介護保険サービスに係る情報及び障害福祉相当介護保険サービス以外のサービスに係る給付情報を電子計算機処理することは、介護保険サービスに移行した高齢障害者の利用負担を正確に把握できることから、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

高額障害福祉サービス等給付における  
介護保険サービス給付情報及び介護扶助給付情報の電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

1. 高額障害福祉サービス等給付費と年額高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費との併給調整の計算に必要な以下の情報【介護保険課から提供】

障害福祉相当介護保険サービス※にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額（所得に応じた、1割／2割／3割の負担割合による）
- ・自己負担額（利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額）
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

障害福祉相当介護保険サービス※以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・生年月日
- ・サービス種類コード
- ・利用者負担額（所得に応じた、1割／2割／3割の負担割合による）
- ・自己負担額（利用者負担額から高額介護サービス費を差し引いた額）
- ・高額介護サービス費
- ・減額有無
- ・サービス利用年月
- ・65歳以前介護保険サービス利用有無

年額高額介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度
- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

高額医療合算介護サービス費にかかる情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・申請年度

- ・支給金額
- ・口座情報
- ・支給決定年月日

※障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、  
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

2. 高額障害福祉サービス等給付費と介護扶助（生活保護制度）との併給調整の計算に必要な以下の情報【保護課から提供】

障害福祉相当介護保険サービス※にかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

障害福祉相当介護保険サービス※以外のサービスにかかる給付情報

- ・福祉個人番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・サービス種類コード
- ・介護扶助の支給額
- ・本人支払額
- ・高額介護サービス費
- ・サービス利用年月

※障害福祉相当介護保険サービス・・・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、  
地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護